

佐世保市監査委員公表第20号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

農業委員会事務局 分

令和6年7月23日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



6 農 委 第 330 号

令和 6 年 7 月 11 日

佐世保市監査委員

宮崎 祐輔 様

赤瀬 隆彦 様

井上 友子 様

佐世保市農業委員会

会長 赤木 行秀



監査結果に対する措置について（通知）

令和 6 年 6 月 19 日付、佐世保市監査委員報告第 5 号で提出された監査結果報告について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局	
令和 6 年 7 月 11 日	
第	号

措置通知書

農業委員会事務局

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 諸証明手数料の収納において、佐世保市財務規則第 78 条第 1 項で「出納員等が、歳入金を収納したときは、…その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。	規則について認識した上で、行動予定表（ホワイトボード）上で、証明書発行担当者が「歳入あり」と記載したマグネットを貼り、払込担当者が「歳入振込」と記載したマグネットに貼り替えることにより、収納した手数料が公金銀行に払い込まれたことを確認する仕組みとしておりましたが、証明書発行担当者が「歳入あり」のマグネットを貼り忘れたため、払込担当者に歳入金を収納した事実が伝わらず、入金が遅れたものです。 今回の指摘を受け、Teams のチャット機能を使い、歳入金を収納した時点と公金銀行に払い込みをした時点でそれぞれ情報を書き込み、職員間での情報共有を図ることにより、公金銀行への払い込み漏れが生じていないか、全員が自席で状況を確認できる仕組みを導入しました。また、併せて、終業時に管理職が手数料を一時保管する金庫と領収書の発行状況を確認し、Teams の履歴と整合するか確認を行うよう管理体制を見直し、令和 6 年 6 月 10 日に研修会を開催し職員に周知しました。
2. 支出事務 ① 農地利用最適化推進委員の報酬の支給において、佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第 4 条第 1 項で「報酬の支給日は、…月額報酬にあつては、一般職の職員の例によるものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、報酬の支給日を変更し、…支給することができる。」と規定されているにもかかわらず、方針決裁等がないまま条例で定める支給日に支給していないものがあった。	条例を十分に認識しないまま、平成 29 年 7 月の農地利用最適化推進委員の導入以来、農業委員会総会日前日に月額報酬を支給している農業委員と同日に支給を続けてきたものです。 今回の指摘を受け、令和 6 年 5 月 27 日に開催した総会において、報酬の支給日を総会前日から条例で定める支給日に改める方針を説明し、令和 6 年 6 月分の報酬から変更しました。

② 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第 118 条第 2 項で「概算払を受けた者は、その用件終了後 7 日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあつた。

③ 出張命令伺において、佐世保市農業委員会処務規程第 7 条第 1 項第 2 号で、事務局長の専決事項は、主幹及び次長職以下の職員とされているにもかかわらず、副会長及び事務局長の出張命令に関することを事務局長決裁としていたものがあつた。

規則の認識はあつたものの、精算処理を失念していたものです。

今回の指摘を受け、グループウェアのスケジュール機能を使い事務局・精算担当者・各用件担当者スケジュールの精算期限日に「精算期限」と「各用件名」を精算担当者が入力し、それを各用件担当者が確認することとしました。さらに精算期限日の朝礼において管理職より精算が終了したかを最終確認するよう管理体制を見直し、令和 6 年 6 月 10 日に研修会を開催し職員に周知しました。

規程の認識はあつたものの、電子決裁での起案者の決裁ルート確認と管理職による決裁区分の確認が十分出来ていなかったものです。

令和 6 年 6 月 10 日に研修会を開催し、局長専決事項について再確認を行うとともに、起案時の決裁ラインと決裁区分の確認の徹底を行いました。